### ○国民健康保険法

(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

第十一条 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより都道府 県が処理することとされている事務に係るものであつて、第七十五条の七第一項の規定に よる国民健康保険事業費納付金の徴収、第八十二条の二第一項の規定による都道府県国民 健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。)を審議させるため、都道府県に都道 府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

## 2 略

- 3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項(第一項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。)を審議することができる。
- 4 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

### ○国民健康保険法施行令

(国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織)

第三条 法第十一条第一項に定める協議会(第五項において「都道府県協議会」という。) は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委 員及び被用者保険等保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十 号。以下「高齢者医療確保法」という。)第七条第三項に規定する被用者保険等保険者を いう。以下この条において同じ。)を代表する委員をもつて組織する。

2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員 及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、 被保険者を代表する委員の数の二分の一以上当該数以内の数とする。

#### 3及び4 略

5 都道府県協議会及び市町村協議会(次条及び第五条第一項において「協議会」という。) の委員の定数は、条例で定める。

## (委員の任期)

第四条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残 任期間とする。

# (会長)

第五条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。